議会運営委員会

令和5年2月20日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男○溝部真紀子齋藤 文夫大森恒太朗嶋田 善行坂口 徹奥村 容子伴 議 長

2. 理事者出席者

総務部長 西巻昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

4. 審查事項

別紙のとおり

開会(午前9時00分)

署名委員 齋藤委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、議会 運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、大森委員から遅れると連絡を受けています。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、齋藤委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。お二 人には、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりです。

初めに、1.協議事項、(1)令和5年第1回斑鳩町議会定例会について を議題とします。

①会期日程につきましては、12月15日開催の議会運営委員会で確認しました日程案のとおり、2月28日(火)から3月24日(金)までの25日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

令和5年第1回斑鳩町議会定例会は、2月28日から3月24日までの25日間で決定します。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題とします。付議予定議案等の取扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。まず、日程1.会議録署名議員の指名、日程2.会期の決定をします。次に、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることとします。次に、日程6.報告第1号 監査結果報告については、のちほど、事務局より相談があるとお聞きしております。その後、町長から令和5年度の施政方針の説明を受けることとします。次に、提出されました議案を一括上程し、総括提案説明ののち、議事日程に従って議事を進めることとします。

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただ

きます。日程8. 議案第1号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例については、厚生常任委員会に付託。日程9. 議案第2号 斑鳩町放課 後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例については、総務常任委員会に付託。日程10.議案第3号 斑鳩町家 庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 については、厚生常任委員会に付託。日程11.議案第4号 斑鳩町特定教 育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についても、厚生常 任委員会に付託。日程12. 議案第5号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を 改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程13. 議案第6号 令 和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)については、総務常任委員会 に付託。日程14. 議案第7号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会 計補正予算(第4号)については、厚生常任委員会に付託。次に、日程15. 議案第8号 令和5年度斑鳩町一般会計予算についてから、日程20.議案 第13号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計予算についてまでの6議案は、 ー括議題としたうえで、一般会計と各会計の当初予算ですので、予算審査特 別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、日程15. 議案第8号から日程20. 議案第13号までの6議案 については、予算審査特別委員会を設置し、付託します。

なお、この予算審査特別委員会については、既に各委員会で委員を選任いただいているところですが、本会議初日に6議案を一括議題として取り上げて総括質疑を行った後、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名の予算審査特別委員会を設置することについて会議に諮っていただき、次に、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長から特別委員を指名していただくこととします。

次に、日程21. 議案第14号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の 設置に関する協議については、建設水道常任委員会に付託します。 次に、日程22.諮問第1号から日程24.諮問第3号の人権擁護委員の 推薦について意見を求めることについて(その1)から(その3)の3件の 諮問案件は、人事案件でございますので、慣例により委員会付託を省略し、 初日に諮ることとします。

また、諮問第1号から諮問第3号の3議案につきましては、一括議題にして説明を受け、採決については、ひとつずつ行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。諮問第1号から諮問第3号の3議案については、一 括議題とし、初日にそれぞれ諮ることとします。

また、同じ案件の人事案件を議長が一括議題とし取り上げる際、これまでは日程番号と議案番号と議案名をひとつずつ読み上げておりましたが、今回、同じ案件の人事案件が多くありましたことから、全国議長会にも確認しましたところ、日程番号と議案番号のみで問題ないことを確認しておりますので、日程番号と議案番号のみで読み上げることが可能であることを確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。同じ案件の人事案件を議長が一括議題とし取り上げる際は、日程番号と議案番号のみで読み上げることが可能であることを確認しておきます。

次に、日程25. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第13号)について)は、専決処分に係る承認案件でありますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることとします。次に、日程26. 認定第1号 町道認定については、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程27. 同意第1号から日程40. 同意第14号の斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その1)から(その

14)の14議案について、その提案説明等についてを協議します。

これらの議案につきましては、まだどなたを委員として同意を求められるか聞いておりませんが、立候補者に斑鳩町議会議員がおられるという情報は聞いております。このことから、斑鳩町議会議員の方の農業委員会委員への任命に係るものが含まれている場合には、地方自治法第117条で、自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができないこととされていますので、その議員が議場から退席することができるよう、その同意議案は個別に説明を行うこととし、そのほかの農業委員会委員の同意議案については、これまでの例により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

斑鳩町議会議員にかかる議案があった場合には別案件に、その他の議案につきましては一括議題とすることとし、人事案件ですので慣例により、初日に即決することとします。なお、採決については、斑鳩町議会議員にかかる議案があった場合にはその提案説明ののち当該議案の採決を行い、その他の議案につきましては、一括議題として提案説明を受けたのち、1件ずつ採決を行うということでよろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、そのように確認させていただきます。それでは、斑鳩町議会議員にかかる議案があった場合にはその提案説明ののち当該議案の採決を行い、その他の議案につきましては、一括議題として提案説明を受けたのち、1件ずつ採決を行うことで確認しておきます。

次に、日程41. 同意第15号から日程47. 同意第21号までの、斑鳩 町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その1) から(その7)までの7議案については、人事案件ですので、慣例により初 日に即決したいと思います。また、この同意第15号から同意第21号の7 議案についても一括議題にして説明を受け、採決についてはひとつずつ行い たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。同意第15号から同意第21号までの7議案については、一括議題とし、初日に諮ることとします。また、採決につきましては、ひとつずつ採決を行うということで確認しておきます。

次に、日程48.報告第2号から、日程51.報告第5号までの4議案は、 報告案件ですので、慣例により初日に報告を受けることとします。

このうち、報告第2号と報告第3号の2議案については、同一事故にかかる関連した議案でございますので、これまでの例により、一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

報告第2号と報告第3号の2議案について一括議題とすることとします。 本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。ここまで確認しましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取り扱いをしていた だきますようお願いします。

なお、初日にお諮りする諮問第1号から第3号、承認第1号、同意第1号 から第21号について、討論の有無は初日の全員協議会でご確認いただくこ ととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきまして は、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確 認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

ここで、事務局より、3月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について相談があるとのことですので、発言を許可します。 佐谷議会事務局長。

議会事務 局長

おはようございます。議会事務局より、3月議会の新型コロナウイルス感 染症予防対策についてご相談させていただきます。

1点目、議場における新型コロナウイルス感染防止対策についてです。議 員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席につきましては、12月議会と同 様の対応とし、議員席、傍聴席は間隔をあけて着席、議場の扉は開放、エレ ベーター南側のガラス扉を閉める、理事者の出席は理事者判断で縮小するか どうかをご協議ください。2点目です。本会議における町長の提出議案説明 朗読の一部省略についてと、監査報告についてです。3月議会は施政方針も あり、会議時間が長時間となる傾向があります。このことから、提出議案説 明については、12月議会と同様に事前に配布される文書をあらかじめ読ん でいただき、本会議では説明部分を省略される議事運営について、3月議会 も同様に行うかご協議をお願いします。また、3月議会初日は、例年、代表 監査委員による監査報告を口頭によりご報告いただいておりましたが、議長 あてに文書で提出いただいた監査報告書を配布させていただきますことか ら、令和4年と同様に新型コロナウイルス感染防止の観点から文書での報告 のみとしていただくか、ご協議をお願いします。3点目、予算審査特別委員 会については、昨年と同様に、冒頭と表決時の出席理事者を最小限にしたい と考えております。

これらのことについて、ご協議いただきますよう、委員長におかれまして は、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

委員長

ただいま事務局より3月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策につ

いて相談がありましたが、これについて質疑、意見があればお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員

先ほど局長から提出案件の説明については省略いうことやけど、この日程 第7. 令和5年度施政方針については朗読していただけるわけですな。

委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務 局長

先ほど説明させていただきました案につきましては、日程7. 令和5年度 施政方針については朗読いただくということで提案させていただいており ます。以上です。

嶋田委員

それであれば、先ほどの局長の説明どおりで結構だとは思います。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

そうしましたら、事務局より相談のあった内容で、3月議会もやらせてい ただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、3月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策については、 議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席については12月議会と同様の 対応とする。また、本会議における町長の提出議案説明朗読についても、1 2月議会と同様に一部省略し、監査委員報告は文書報告のみいただき、朗読 を省略していただく。さらに、予算審査特別委員会の冒頭と表決時の理事者 は最小限度とすることで確認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、そのように確認しておきます。 伴議長。

議長

確認ですが、監査委員さん、代表さんは出席はされないという感じ、辞退 という感じ、ちょっとそこだけがちょっと分からなくて。

委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務

監査委員さんは出席されません。以上でございます。

局長

委員長

ただいま、議長のほうからご確認いただきました代表監査委員さんは出席 されないということですが、そういう形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、そのように確認しておきます。

以上で、(1)令和5年第1回斑鳩町議会定例会についてを終わります。 次に、(2)要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに2件の陳情書をお受けしております。この取り扱いについてご 協議いただきたいと思います。

まず、文書を受けた経緯について簡単に事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務 局長

それでは、これまでに提出を受けました2件の要望書につきまして、ご説明させていただきます。

1点目、「会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書」は、令和4年12月23日に、公務非正規女性全国ネットワーク、はむねっと代表 渡辺百合子氏より郵送されてきたものです。陳情書の趣旨は会計年度任 用職員制度が始まり3年たち、令和5年度から任用希望者に対して一律に公募を課す自治体が全国的に認められる中、こうした処遇が会計年度任用職員の雇用の安定や職務の遂行、公務の安定や充実等の観点から多大な問題を生

じさせると考えられることから、①継続を希望する会計年度任用職員について一律の公募をやめ、安心して働くことができるような方策をとること。②報酬や諸手当、休暇制度等、常勤職員との間にある処遇格差の是正、同一労働同一賃金の原則に向けた取り組み、③国に対する会計年度任用職員制度の抜本的な見直しに関する要望書の提出を要望されています。

2点目、「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」は、令和4年12月27日に、コドソラ代表、与那城千恵美氏より郵送されてきたものです。

陳情書の趣旨は、普天間飛行場を抱える宜野湾市において、米軍機による落下物事故および低空飛行、騒音被害が生じている。さらに、宜野湾市の水道水や湧水から化学物質PFASが検出されている。このことから、普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障するよう、国の関係機関に意見書を提出されたいとのことです。

以上、提出を受けました2件の要望書についての概要でございます。

委員長

ただいま議会事務局長から説明がありましたが、この取り扱いについて、 委員皆様のご意見をお聞きしたいと思いますが、要望書を確認していただく ため、9時35分まで休憩します。

(午前9時18分 休憩)

(午前9時30分 再開)

委員長

再開します。

では、これらの要望書の取り扱いについて、ひとつずつご意見をお聞きし たいと思います。

1点目、会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書について、委員皆様のご意見をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員

これなんかようわからんねんけども、配布にとどめて議員個人が勉強していったらいいのではないかなと思います。

ほかにございませんか。

ただいま、嶋田委員から議員配布にとどめてはどうかということでご意見 ありましたが、ほかのご意見がないようでしたら、そのような取り扱いをさ せていただくことになりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

ただいま議題となっております、会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書については、各議員に配布にとどめるということで確認しておきます。

次に、2点目、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子ど もたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情について、委員皆様 のご意見をお受けします。

嶋田委員。

嶋田委員

これも範疇広すぎて、あれなんですけど、一応僕の中では学校上空は飛ばないという日米の約束事があるし、現状はそうでないかもしれませんけども、そういう約束事はあるし、学校の土の土壌やとか、そういうふうなのは意見書としてそぐわないのではないかなと思いますので、配布にとどめてはどうかなと思います。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

ないようでしたら、嶋田委員がおっしゃったように配布にとどめることに したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

ただいま議題となっております、日本全体で解決すべき問題として、普天

間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情については、各議員に配布にとどめることで確認しておきます。

以上で、(2)要望書等の取扱いについてを終わります。

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことと します。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

(午前9時33分 休憩)

(午前9時33分 再開)

委員長

再開します。

次に、(3)地方自治法の一部改正に伴う斑鳩町政治倫理条例の改正案についてを議題とします。

2月13日の議員懇談会で、顧問弁護士から、地方自治法の改正施行にあ わせて4月の統一地方選挙までに改正すべき点と、今後、見直しを検討した ほうがよい事項について、2つの意見をいただいたと報告がありました。

本日は、そのうち地方自治法の改正施行にあわせて、すみやかに斑鳩町政治倫理条例の改正が必要な事項の取り扱いについて協議することとします。

事務局より、資料の説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務 局長

2月13日の議員懇談会で、地方自治法の一部改正に伴い、喫緊に斑鳩町 政治倫理条例の改正が必要な点について議会運営委員会で検討される方向 となりましたので、町の法令担当とも協議し事務局において、たたき台とし まして、改正試案を作成しましたので、事務局資料1をご覧ください。

1. 改正の趣旨です。地方自治法の改正により、議会議員にかかる請負に関する規制が緩和されたことから、法改正の趣旨にしたがい、すみやかに、斑鳩町政治倫理条例第4条第1項に定める議員の請負に関する規制を緩和する。また、議員に対する規制と整合性をはかるため、議員の配偶者、一親等以内、同居の親族にかかる規制についても緩和する。なお、町長は、地方自治法の改正による請負に関する規制の緩和対象となっていないため、条例改正の対象には含めない。としております。

次に、2. 改正のスケジュール案です。令和4年12月16日に国会で可決され、地方自治法の一部改正が公布され、斑鳩町政治倫理条例との整合性について調査しました。その結果、顧問弁護士より、地方自治法の改正施行にあわせ、斑鳩町政治倫理条例第4条を改正すべきとのご意見があったことを報告し、2月13日の議員懇談会で、斑鳩町政治倫理条例の改正について議会運営委員会で検討していただく方向となりました。

本日、議会運営委員会で、条例改正の方向性を検討していだだいき、2月 28日の全員協議会で、検討結果をご報告していただければと存じます。

その後、3月16日までに、地方自治法の一部改正が施行されるとともに、地方自治法施行令の一部改正が予定されていますので、施行令の条項番号等を記載したのち、3月20日の議会運営委員会で条例改正案を確認していただき、協議の結果によりまして、3月24日の3月議会最終日に、斑鳩町政治倫理条例の改正について議員発議または委員会発議され、条例改正案が可決されましたならば、令和5年4月1日に斑鳩町政治倫理条例の一部改正が施行され、令和5年4月の統一地方選挙に間に合うというスケジュールでございます。

では、資料の裏面をご覧ください。裏面でございます。3として、改正条例の文案をお示ししております。事務局案は、従来の条文の後にただし書きをつける形でございます。変わっているところに二重線を引いておりますので、そちらをご確認ください。主な改正点は、もともとの本文の最後に、「ただし議員の配偶者もしくは一親等以内、もしくは同居の親族が役員をしている企業または議員が実質的に経営に携わっている企業にあっては、各会計年度において支払いを受ける工事等の対価の総額が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第●条に定める額を超えない場合は、この限りではない。としております。なお、地方自治法で定める額は年間300万円までと予定されており、年間300万円までの請負は、議員、親族ともこの規定の対象外であるという但し書きをつけているものでございます。

事務局案をたたき台としてつけておりますが、地方自治法施行令の実際の 改正文により今後若干の調整をしてまいりますのでご了承をお願いします。

以上、地方自治法の一部改正に伴う斑鳩町政治倫理条例の改正試案についての説明とさせていただきます。

ただいま事務局より説明がありましたが、質疑、ご意見等があれば、お受 けします。

暫時休憩いたします。

(午前9時39分 休憩)

(午前9時41分 再開)

委員長

再開します。

引き続きまして、事務局より説明があったことに対しまして、質疑、ご意 見があればお受けしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員

まだたたきの文案やけど、概ねこれで結構かとは思います。これ、施行さ れて、第何条ってわかったら黒丸のところに入れるということですか。

委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務

局長

法律の施行にあわせまして、施行令が3月16日までに発表される予定で ございますので、その施行令の条文にあわせまして、この●条というところ を入れさせていただきますし、ひょっとしたら若干の表現を変えさせていた だく可能性がございますので、よろしくお願いいたします。

委員長

ほかにございませんか。 齋藤委員。

齋藤委員

改正案のところ、第4条町長及び議員、二重線ひっぱってますが、この二 重線には何か入るんですか。

委員長

佐谷議会事務局長。

局長

議会事務 | この条例が、平成10年につくられたまま1度も改正されておりません で、もともと議員さん発議の条例であったものですから、法令担当をきちん と通っていなかったようでもありまして、実際に法令が、作り方というのが ありまして、その法令でいきますと、例えば「若しくは」とか「並びに」でありますとか、そういう順番の規則がありまして、その規則に若干合っていなかったので、この際こちらをきちんとさせていただくという意味でございます。以上でございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

今回、全員協議会でありましたように、法律が改正されてそれに合わせて選挙、4月の統一地方選挙に間に合うようにということで、急遽事務局にこのように案をつくっていただきまして、特に皆さんご異議がなければ、改正するという方向で進んでいくのかなというふうに思うんですけども、私自身もいろいろ考えたんですけども、今回の法改正が、そもそも地方議員のなり手がないということで、規制を緩和して、立候補者を増やそうという趣旨からのこういう改正ですけども、ただやっぱり自治体の仕事を請け負っている者が、議会に出てきて審査をするということが、果たしていかがなものかというふうに私は考えるんです。政令によって金額も今後変わってきてどんどん大きくなっていくんじゃないかという、そういう定めで政令が変わってしまうと、金額も変わってしまいまして、私はあえて今回この案については賛成できないなというふうに思いますので、進め方は、皆さん異議がなければ、このまま進めていくということになろうかと思うんですけれども、私としてはどうしてもそこは意見として持ってますんで、最終的に委員会発議ではなく、議員発議でお願いをしたいというふうに思います。

嶋田委員。

嶋田委員

それはちょっとおかしいん違う。委員会発議やったらやっぱり委員長があれせなあかんやろうし、個人的な考えは別にして、僕は上位法が変わってんから、斑鳩町の倫理条例も変わっていかなあかんと思うし、それを議員個人やなしに、やはり委員会で審議して、その結果出たら委員長があれやったら副委員長なりで、委員会発議でしていかなあかんの違うかなと思うけど。

以前に話させてもらったことがあると思うんですけども、じゃあ委員会発議って何やというと、全委員の賛成があって、そして発議をするという、私が反対をするのに私が発議者に入っているのは、やはりおかしいということもあって、以前委員会発議ということで、言い方悪いけども、強行という形になったことはあるんですけども、その後、やはり反対者が発議者に入っているのはおかしいんじゃないかということで、その後は議員発議でお願いしてきた経緯はあるんです。私、今回申し訳ないけど、これはちょっと反対させてもらおうと思ってますので、できましたら議員発議でお願いしたい。

嶋田委員。

嶋田委員

結局、上位法が反対やいうことやね。

委員長

そうですね。日本共産党として、国会で法律をつくるときにもやっぱり反対をしています。私自身もやっぱり、これは賛成できないなという思いが強いので、皆さんいろいろ考え方お持ちだと思うんですけど、以前、いろいろ協議をしてる中で、果たして今の条例でいいのかと、評価をしていこうっていう議論をさせていただいてきている中で、法律の動向を見ていこうということで、協議は一旦中止して、今回こういう形になりまして、それぞれお考えはあるかと思うんですけど、私はやっぱりそこにはちょっと納得できないという強い思いがありましたんで。今回は、私は反対させていただく。

嶋田委員。

嶋田委員

そしたらこれは、僕の考えでは上位法が変わってんから、町の倫理条例も それに合わせて変えなあかんと思ってますんでね。せやから、どうしても言 わはるんやったら、一応、議運では進めていって、委員長としてね。最終的 に決が出たら、議運の中の議員発議という形ですか、はい。

委員長

齋藤委員。

齋藤委員

議運は、全会一致でないと変えられないと、そのように私理解しておった んですけども、そうすると、やっぱり全会一致でないものを議運として出す っていうことはありえないということですね。それに沿っていけば、委員会 発議っていうのはなしで、それこそ議員発議でいくしかないのかなというふ うに私は思いますけども。全員一致っていうのはもう原則で決まってるんだ ったら、と思います。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時49分 休憩)

(午前9時51分 再開)

委員長 再開いたします。

ほかに、ご意見、質疑等ございませんか。

(な し)

委員長って

そうしましたら、さまざまな立場からの意見はありますが、委員皆様のご 意見で事務局案の条文で斑鳩町政治倫理条例を改正する方向とし、地方自治 法施行令の改正内容が確定した後、3月20日の議会運営委員会で再度確認 する、そういうことで今日は終わっておきたいと思いますが、そういう形で よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

次に、(4)今年度の検討事項について、①改正個人情報保護法施行に伴 う斑鳩町議会の個人情報保護の対応についてを議題とします。

12月15日の議会運営委員会で、規程(案)の内容について、書式を含めてご確認いただき、気になる点等があれば、本日お聞きするということになっておりました。これらについて事務局から説明願います。

佐谷議会事務局長。

議会事務 局長 それでは、改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応についてでございます。はじめに、令和4年12月6日付けで奈良地方検察庁に協議の申請を行っておりました、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例(案)について、令和5年1月13日付けで、奈良地方検察庁検事正より、議会条例の案について、少なくとも、罰則に関わる部分に関しては問題ないとの文書回答がまいりましたので、ご報告いたします。

また、3月議会への条例の上程に向けて、作業を行う中で、条例案に一部 変更点がございますので、資料2-1によりご説明させていただきます。

①点目は、11ページの第20条の条文でございます。文中、(公文書の開示に関する条例第10条に規定する情報を除く。)又は公文書の開示に関する条例第10条に規定する情報とありましたが、町の公文書開示に関する条例が12月議会で一部改正され、町の公文書開示に関する条例と新個人情報保護法において、不開示情報の定義の齟齬はなくなったため、削除しております。②点目は、21ページをご覧ください。21ページの第45条の見出しです。のちほど説明します第50条と区別するため、本条の見出しを(審査会への諮問)から(審査請求に関する審査会への諮問)に変更します。また、4行目の斑鳩町個人情報保護審査会のあとに、(以下「審査会」という。)を追加させていただきます。

③点目でございます。めくっていただいて22ページの第50条、一番下のほうでございます。斑鳩町では審議会ではなく、審査会ですので、諮問先を、斑鳩町個人情報保護審査会に変更いたします。また、本条の見出しを(審議会への諮問)でございましたが、(個人情報保護等の取扱いに関する審査会への諮問)に変更いたします。

④点目でございます。付則の第2項の追加です。おとなりの23ページでございます。今、説明しておりました第45条及び50条で斑鳩町個人情報審査会へ諮問することを本条例で規定することに伴い、12月に町が制定した斑鳩町個人情報保護審査会条例の中で諮問に応じる対象に議会の追加が必要です。一部改正の方法は、本条例の付則で定める方法、町が斑鳩町個人情報保護審査会条例の一部改正を上程する方法のどちらでも可能ですが、本条例に関する改正でございますので、付則で改正する案をお示ししております。こちらのほうの付則、23ページの一番下の行です。2 斑鳩町個人情

報保護審査会条例(令和4年12月斑鳩町条例第21号)の一部を次のように改正する。第2条第1号中「同条第1項の規定」を「同条第1項及び斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例(令和 年 月斑鳩町条例第号。以下「議会条例」という。)第45条第1項の規定」に改める。第2条第2号中「第4条の規定」を「第4条及び議会条例第50条の規定」に改める。」というものでございます。

また、こちらのほうですけれども、付則で改正した場合は、斑鳩町個人情報保護審査会条例の一部改正の新旧対照表も必要ですので、資料の2-2A4、1枚ものでございます。こちらも、添付しております。また、こちらの条例の要旨案、実際に3月議会の最終日に上程する予定でございますけれども、その要旨案のほうも添付いたしております。

以上が変更点ですが、これらの変更は条項番号、内容とも、すでに協議済 みの罰則規定には影響ございませんので、申し添えます。

こちらで条例の説明いったん終わらせていただきます。

次に、規程案の変更点についてです。資料3-1をご覧ください。2月1 4日に全国議長会から規程例の修正の通知がありましたので、前回の資料と の修正点がわかるように、規程案と様式案を本日、お手元に配布しておりま す。事務的な修正点ですので、説明は割愛させていただきますが、ご確認い ただければと存じます。

以上、簡単ではございますけれども、斑鳩町個人情報保護法施行に関する 斑鳩町議会の個人情報保護の対応についてのご説明とさせていただきます。

委員長

ただいま事務局から説明がありましたが、条例(案)と規程(案)について委員皆様のご意見をお伺いします。

事務局の方からもありましたが、規程(案)については。

委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務

2回目ですが、少し修正を入れてます。

局長

委員長

また読んでいただければなと思いますけども、それも含めまして、質疑ご

意見ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員

今読むのもあれなんで、後日読んで、不明な点があれば事務局に問い合わせという形でしてほしいと思います。

委員長

最終的に3月議会の委員会で確認して、最終日に議決という形で進めていくことになろうかと思いますので、まだ時間がありますので、嶋田委員がおっしゃったように、また見ていただいて後日問い合わせをいただくということもできますが、本日、質疑ご意見等がなければ、これで終わっておこうと思いますけど、よろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、条例(案)と規程(案)に分けて確認させていただきます。 斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例(案)については、事務局より 説明のあった修正点も含めて、2月28日の全員協議会に報告後、3月24 日の3月議会最終日に議員発議または委員会発議する方向で確認してよろ しいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

次に、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(案)については、本日、修正点も加えられましたことから、各委員で確認していただき、最終案を3月20日の議会運営委員会に提出し協議したうえで、全員協議会の報告を経て、3月24日に条例案が可決した後、こちらは議長決裁で4月1日より施行することとしたいと思いますが、このような取り扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

①改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応についてを終わります。

次に、②動議の取り扱いについてを議題とします。

本日は、委員会で否決となった修正動議の対応について、具体的に検討してまいります。前回の振り返りも含めて、事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務

それでは、動議の取り扱いについてでございます。

局長

12月15日の議会運営委員会で、委員会での修正動議の本会議への影響について、お話しさせていただきました。

お手元の資料4に表にしてまとめておりますので、ご確認ください。

委員会での修正動議の採決結果、可決すべきと決した場合は、委員長が、 修正案を本会議に提出、修正案について報告され、もともとの動議の提案者 から修正案の提案説明、質疑はございません。

一方、委員会での修正動議の採決結果、否決すべきと決した場合であって、 本会議に修正動議を提出した場合は、提出者から修正案の提案説明の後、修 正案について質疑の機会があります。

2. 否決となった修正動議についてです。委員会に出された動議が、委員会で否決すべきものと決した場合も、同様の動議を本会議に出してはいけないという規定はありませんが、全国町村議長会に相談しましたところ、議会内でさまざまな意見がある場合もあるので、事前に議会内でその方向性について確認することが望ましいとの助言を得ておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員会で否決となった修正動議について、斑鳩町議会として、再度同じ内容の動議を本会議で提出することは認めるべきか、控えるべきかといったことを本日協議していきたいと思います。

委員みなさまのご意見をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員

委員会のメンバーが本会議で、委員会で否決されたものを委員会のメンバーがまた本会議でまた動議するというのはちょっとおかしいと思いますけども。他の方が、委員会以外のメンバーが動議出すのはいいのかなという気がするんですけど。

委員長

この件にかかわらず、議案でも、委員会で否決されたものが本会議で最後 採決をするというときに、その委員さんも当然、最終日、表決に加わります ので、そこ自体は同じ内容であっても、問題はないのかなというふうに思う んですけど。

暫時休憩します。

(午前10時06分 休憩)(午前10時10分 再開)

委員長

再開します。

休憩中にもいろいろご意見をいただきまして、やはり斑鳩町議会として、委員会で否決となった修正動議について、再度同じ内容を本会議で動議として提出することについて、控えるべきだとか、してはいけないということについてはルール化できないというふうに思いますのと、また提出するかどうかというのはそれぞれ各議員のご判断だと思いますので、この件につきましては、きちっとしたルールとして確認するのではなく、それぞれのご判断でということで、ここで結論として終わっておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、そのように確認をさせていただきます。

②動議の取り扱いについてを終わります。

次に、③議案の事前審査についてを議題とします。

12月15日の議会運営委員会で、閉会中の委員会等で、次期定例会に上程予定の議案に関する報告がされた場合は、その場で質疑を受けるのではな

く、次期定例会に議案として上程された後に質疑をしていただくことを、委員長から委員にお願いし、当日は、その件に関しては質疑を受けないという方向で整理をしていくこと、また、このことを議会要覧に文書で整理していくことを確認しました。また、2月の閉会中の各委員会においては、試行として、3月議会上程予定議案に関連する報告事項については、質疑なしの取り扱いとされたところです。

さらに、検討スケジュールにもとづき、本日は、委員会で説明予定の事項 の一般質問について、確認したいと思います。

これらについて、事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務 局長

それでは、議案の事前審査について二つに分けて、ご説明させていただき たいと思います。

資料5-1をご覧ください。閉会中の委員会等で、次期定例会に上程予定 の議案に関する報告がされた場合は、その場で質疑を受けるのではなく、次 期定例会に議案として上程された後に質疑をしていただくことを、委員長か ら委員にお願いし、当日は、その件に関しては質疑を受けないというとりき めについて、委員長ともご相談させていただき、議会要覧に掲載する案をお 示ししております。資料5-1は目次でございます。斑鳩町議会運営の実務 (先例と慣例)の第10節、裏面めくっていただきまして、目次の裏面、一 番最後のほうの第10節、その他の2つ目としまして、「提出予定案件の事 前の取り扱い」というところで掲載させていただいてはいかがかと思ってお ります。こちらの第10節、その他の2つ目として、「提出予定案件の事前 の取り扱い」とさせていただきまして、資料の次の5-2でございます、こ ちらについての表現の仕方ですが、65.本会議に提出が予定されている町 長提出議案について、議案が上程されるまでの間に委員会、全員協議会等で 説明または報告を受ける際には、議長または委員長は質疑の機会を設けな い。という表現とさせていただいております。この掲載についての箇所や文 案についてのご協議をお願いしたいと思います。

次に、2点目でございます、委員会で説明予定の事項の一般質問についてです。事前審査について、一般質問は、原則として、会期中に提出されている委員会付託議案についての質問は行わないこととされておりますが、開会

中の委員会で執行部が説明を予定している事項の一般質問についても、委員会の審査権を侵すという考え方もありますことから、議会内でその方向性について確認することが望ましいとの助言を得ておりますので、本日、あわせてご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長

ただいま説明がありましたが、1点目、議会要覧への記載内容について、 また、2月の閉会中の委員会での試行に関してなど、委員皆さまの質疑、ご 意見をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員

この前の委員会で、質疑は受けないということでしたけども、例えば、質疑じゃなくって、確認とか、そういう一切やりとりできないというんじゃなくて例えば、この会場に何人入れるんですが、そういうのも質疑の中に入るのか。例えばこの前でしたら、聖徳会館でどうのこうのありましたですけども、あそこにどのくらい人数呼ぶんですかとか、そういうのも質疑の中に入るのか。事実の確認をいいのか、その辺のところ、全く受け付けないっていうのは、何かこう、違うんじゃないかなというふうに私は感じますけども。

たとえば意見交換とか、質疑じゃなくって、お互いの意見を交換する。だからそれはおかしいとかっていうんだったら、質疑になるのかもしれませんけども、意見の交換とか確認とか、そういう場はあった方がいいのかなという気がします。

委員長

意見の交換というのは、委員同士の話。 齋藤委員。

齋藤委員

いいえ。例えば呉竹荘の件だってありましたですよね。ああいうので、全くその事前審査っていう意味じゃなくて、意見の交換。呉竹荘のような場合も、ああいう場がなかったら、いきなりドーンとでてきたら、何もなく、反応ができないっていうか、議案が上手くこうスムーズに通らないっていう場合も出てくるんじゃないかなと思いますんで。だから、一律に何か、委員会で、確認も、そういう場もないっていうのは、何かあまりにも硬直したような感じになるんじゃないかなというふうな気がします。

齋藤委員は、今回こういう形であって、それはちょっと、やりすぎというか、厳しすぎるんじゃないかっていうご意見ですけども。それは齋藤委員のご意見として受けたいと思いますけども、そもそも、これは事前審査にあたるか、そうじゃないかっていう判断をその場で委員長がするのは難しいということで、もうそれやったら、定例会に議案が上程された後に質疑してもらえば、委員長が采配する必要もないのでっていうことで、今回こういう形で整理をさせていただいて、今、試行的にやっているわけですけども。

齋藤委員おっしゃるように、今のやり方やったら厳しすぎるということとなると、委員長がもう、その質疑を受けないっていうふうにするんじゃなくて、その場で委員長が判断するという形。今まで通りの形でいくということになってこようかなと思いますけども。この件に関して、他の委員さんからも、質疑ご意見等があれば、お聞きしたいと思うんですけど。実際にやってみてどうやったかなという感想でも構いませんので。ちょっとお聞かせいただければなと思います。 大森委員。

大森委員

ちょっと僕もすいません。全然わかってないんですけど。それやったら別に2月に委員会をする必要性があるんかなと。ほぼ報告が1個で、質問ができないものばかりであれば、別に直接そのまま3月の委員会で、やればいいんじゃないかなと思うんですけど。そこはまた違うんですか。他町とかやったら、2月がなくて3月にそのままやっているところもあるじゃないですか。そういうわけにはいかないんですかね。

委員長

その閉会中に委員会を開催するかどうかっていうのは、その委員長なり委員さんなりが判断されることですので、そもそも閉会中の審査っていうのは、基本的には継続審査案件の審査を行うということで、委員会を開催して、そこに委員会が開催されたので、理事者が報告案件があるからということで報告をされているという流れなんですね。だからその開催するかしないかっていうのはそれぞれの委員会でご判断いただく。そういうことになりますんで、必ず開催しなければいけないというふうにはなってないと思うんです。実際に開催されない時もありますし、そこのご判断は委員会、委員長でしていただくものかなと。

ただ質疑ができないんだったら、無しにしてもっていうのやったら、ご意見を委員会の中でおっしゃっていただいて、委員会としてどうするか、またご検討いただければいいかなというふうに思いますけど。ここで開催しないっていうふうに決めてしまうことはできないと思いますので。

ほかの委員さんいかがでしょうか。

一応これまでの流れの中で、閉会中の委員会では、3月、次期定例会に上程される議案に関する内容については質疑を受けないっていうことと、それを文書にして要覧に整理するっていうことで、進めてきてますけど。

今やってみて、いろいろ皆さん、疑問なり、意見なりがあると思いますんで、必ずその確認してきた方向で最終的にまとめないといけないっていうこともありませんので。

結論的には一旦保留して、また改選はありますけど、次年度を改めて検討 していただくっていうことも可能ですけども。 嶋田委員。

嶋田委員

この問題、次年度まで持ち越す言うのもあれやし。結局、質問でけへんけれども、各課へは聞きに行くことはできるわけなんでね。委員会での質問が全部ではないわけですわね。疑問に思ったとこは、その所管の各課に聞きに行けばいいだけのことです。せやから僕はもう、委員会での質疑、次期上程案についての質疑は、もやもやした部分もありましたよ、ありましたけれども、それは、担当課に聞きに行けばええんであって、そして、次の上程された時に、自分の意見を表明していく、また再度質問する。担当課で聞いたことをまた質問するいうことも可能ですんでね。だから、僕はもう質問は別にいいんではないかなとは思います。

委員長

仮に、この委員会として、閉会中の委員会を開催しないとなると、そもそも報告自体も受けないので、その事前にそういう内容を聞いておいて、今、嶋田委員がおっしゃったように、理事者に聞きに行くというようなこともできなくなってしまうかなと。議員懇談会を今、開催してますんで、そこで次期定例会の上程予定案件については、今回はなかったけど資料等、口頭での説明があって、それを受けてということはできますけど、委員会の報告というのは次期定例会に上程する案件にかかわらない案件の報告もありますの

で、委員会を開催しなければそもそも、その報告自体がないということにも なってこようかと思いますけども。そういうことも含めて、委員会を開催す るかしないかってことは判断いただく必要があるかなと思いますけども。

嶋田委員からは、この間、議運で確認してきた流れで、最終的にまとめて いってはどうかというご意見だったと思うんですけど。

ほかにご意見ございませんか。

今、3人の委員さんからそれぞれ質疑・意見を出していただきましたけど、 それぞれのご意見をお聞きになって、最終的なまとめとして、どういうふう に結論を出していくべきかっていうことで、改めてちょっとそれぞれの委員 さんのご意見、お聞きしたいと思うんですけど。 溝部委員。

溝部委員

確かに、先日の委員会で質疑できなくて、これ聞きたいなと思っててもで きない。嶋田委員がおっしゃいます、もやもやした部分は確かにあったんで すけれども、開会中にはまた質問できるということもあるでしょうし、やは りその時に委員長の裁量に任せて、これは事前の審査である、それは確認で あるというのを判断するのがかなり難しいんじゃないかなということを思 いますので。今、嶋田委員がおっしゃったような形で、進めていければいい のではないかなというふうに思います。

委員長

ほかの委員さんはいかがでしょうか。 坂口委員。

坂口委員

私も嶋田さんの意見と同じで、こないだやった方法でいいのではないかと 思います。判断するのは難しいと思うので、その場で結論も出せないでしょ うから各自聞きに行けばいいことではあるんで、その方法でいいと思いま す。

委員長

齋藤委員、先ほどのご意見ですと、やはりその委員長が判断するほうがい
 いというふうにするのか。それか、いや最終的なまとめとしてどうするべき かっていうご意見お持ちでしたら、お聞きしたいんですけど。 齋藤委員。

齋藤委員│ ちょっと認識不足だけどね、今までの閉会中の委員会、あれは事前審査に

該当するということだったから、今回このような形になったというふうな理 解でよろしいんでしょうか。

委員長

該当するおそれがあったという。 伴議長。

議長

確かに非常に物事っていうのは厳格に捉えるか、それともちょっと幅をもってとらえるか、同じルールであっても、その捉え方によってはもう、そうでないと、細かいところまで、このケースのこの場合はこうでといったら、なんぼでも法律、六法全書がものすごい量になりますんでね。それと同じで、やはりこういうのも、とらえ方、厳格に今回とらえさせていただいたというようにとっていただければと思うんです。今回のやつは。私、そのまましゃべらせてもらってよろしいですか。オブザーバーの立場なんですけど、私の意見としては正直言って、その違和感を覚えた、そして実際どうなんやろと。

また、議運の、ここのメンバーでない同僚議員からは、正直言って、その 懇談会を含め、実際どうなんやろという声もいただきました。

私自身の意見とすれば、正直言って試行期間をもう少しもってもいかがかなと、今回極端な例やと思うんですわ。新年度の予算が入ってきて、説明を受ける。ただ、何となくいつもの新年度予算より説明の報告が多かった。報告事案がちょっと多かったような感じもするし。そこは質問できないということもとらえて、何かそんな気もしましたし。ちょっと試行期間、確かに今年度決めとかなあかんかいうと、これ非常に難しいとこあるんですけど。やっぱりこれ大切なことなんで、僕の意見としたら、試行期間をもう少しもって、そして、どれが一番いいんやろと、みんなで考えていく、確かに改選は挟みますけど、それが一番いいん違うかなと私は思ってる。以上です。

委員長

齋藤委員。

齋藤委員

今、伴議長がおっしゃったように幅広く捉えていただけるもんだったら、 今までのように。あまりにもね、審査というか、審議に入るような内容でな かったら、今まで通りの委員会の形で、質問できる項目は質問させてもらっ たほうが私はありがたいなというふうに思います。

嶋田委員。

嶋田委員

今まで閉会中の委員会で、次回の上程案、予定案件の説明あった。

委員長

例えば保育園の保育料とかいうのは、今の予算の時期と関係なしに、報告が、閉会中の委員会であると思うんです。今、3月定例会提出されるのに、予算に関わる内容を、閉会中の委員会でやっぱり、新年度事業として報告いただく。特に今それの時期なんで、今回は多いんですけど。だから平時がそんなに多いかっていうとそれはちょっとまだわかんないですね。ただ、ないことはないです、今までにも。次期定例会に議案として上程される案件で、閉会中の委員会で報告を受けてるというのは、今までにもあります。

もうちょっとやってみたいと、議長もおっしゃってましたし、そういう声がある以上、なかなかちょっともう、カチッとした形で、結論を出してしまうのは難しいかなというふうに思うんですけど。

概ねそういう方向で、今回やったケースで、改めて年度がわり6月定例会等の閉会中の委員会。改選後やからないんですね、次、8月になりますけども、来年またやってみて結論を出すっていうことにせんとしょうがないかなと思いますけど。

ほかの委員さんそれでよろしいですか。嶋田委員。

嶋田委員

それやったら、今結論出さんと。来年1年、こういう形を常態化していく いう形で、もうええん違いますか。

今年のあれを引きずってやなしに、来年新たにやっていくという感じ。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員

改選やからね。次年度まで持ち越すいうのがおかしいと思うさかいに。

委員長

嶋田委員、そういう提案していただきましたけど。

今回も結論は出さずいうことで、もう議論は今回で打ち切りと。次年度は 次年度でまた新たに問題提起をしていただいて、内容としては一緒になるか もしれませんけど、別のテーマとしていただくということですね。

そういう形でよろしいですか。だから、取りまとめできずということで終 わろうと思いますけどよろしいですか。

(異議なし)

委員長

そしたら、最終的に、文書化して要覧に載せるということは当然できません。ただ、試行的にこの形を、だから、次年度以降もやっていただいて、その中で検討していただく。だから、文章にはしませんけど、一定、閉会中の委員会で、次期定例会に上程が予定される議案の質疑は受けないということで確認をして、試行的にこれは運営していくということは確認させていただこうと思いますけど、それでよろしいですか。

暫時休憩いたします。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時35分 再開)

委員長

再開します。

そうしましたらこの間、確認してきました次期定例会に上程を予定されている議案にかかわる閉会中の委員会での報告については質疑は受けない。ただそれを文書にして要覧にまとめるということはせず、また次年度以降も試行的にその形を続けていく中で、改めて問題があれば提起をしていただいて、検討していただくということで、今回まとめとさせていただこうと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

そうしましたらそのように確認をさせていただきます。

次に、2点目、委員会で説明予定の事項の一般質問について、委員皆さま の質疑、ご意見をお受けします。

今までにも一般質問は、本会議始まって、早い段階でやりますんで、開会

中の委員会でその報告を予定してるんですという項目についても一般質問してきましたけど。それについて、どうするのかご意見をお聞きしたいと思うんです。だから質問したらあかんというふうにせんと、もう個人のご判断にするか、いやもう、あらかじめ、そういうのがわかるんやったらもう一般質問項目にあげないのか。それか、項目にあげて、理事者が本会議で、これは次期開会中の委員会で報告予定してますので、ここでの答弁は控えさせてくださいというふうにして、同じように続けるか。いくつかのパターンがあると思うんですけど。

どういうふうに整理をしていくのが、議会の運営としてスムーズな運営に なるのかですね。

暫時休憩します。

(午前10時38分 休憩)(午前10時43分 再開)

委員長 再開します。

休憩中に質疑、ご意見いただきまして、一般質問についてはやはり議員の権利ですので、それを制限するような内容での確認はできないんですけども、開会中の委員会に、一般質問でされた内容を報告しようという予定があるときは、一般質問の段階では、やはり理事者としては委員会を重視して控えさせていただきたいという答弁がある場合もありますが、そういうケースもあるということも考えて、各議員が判断をするということにして、ここで何か制限を加えるような確認はできないかなというふうに思いますんで、ちょっと中途半端な形になってしまいますけど、各議員のご判断でということにさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら、委員会で説明予定の事項の一般質問については、各議員 で判断をするということでまとめさせていただきますということでよろし いでしょうか。 (異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

そうしましたら以上で、1. 協議事項については終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受け します。

(な し)

委員長

議長から、何かございませんか。

(な し)

委員長

事務局から、何かございませんか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただ きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時45分 閉会)